

業務委任基本契約書

No.

株式会社テクノウェアシंक（以下、「甲」という。）と一般財団法人雇用開発センター（以下、「乙」という。）とは、業務委任についての基本的事項に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（基本契約および個別契約）

本基本契約は、甲乙間のコンサルティング業務（以下、「本件業務」という。）の委任に関する基本的事項を定めたもので、本基本契約に基づく個々の委任契約（以下、「個別契約」という。）に対して適用し、甲および乙は、本基本契約および個別契約を遵守しなければならない。個別契約において本基本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約の規定が優先する。

第2条（個別契約の内容）

個別契約には、委任年月日、本件業務の内容、範囲、委任報酬の額、支払方法等の必要事項を定める。なお、甲は、乙に対し、委任報酬とは別途に本件業務遂行に必要な交通費、宿泊費、日当、その他の実費を委任報酬と同様の支払方法により支払う。

第3条（個別契約の成立）

個別契約は、甲および乙が前条の取引内容を記載した注文書および請書を書面もしくは電磁的方法により作成の上、書面の場合は注文書を甲から乙に交付することにより申し込み、乙が請書を甲に提出することにより成立するものとし、また電磁的方法により作成した場合には、甲乙合意の電子契約サービス（以下、「本電子契約サービス」という。）を利用して契約を締結するものとする。

第4条（仕様書等）

- 乙は、個別契約において定めるコンサルティング業務仕様書ならびに必要な甲および乙が書面による合意のうえ適宜追加する関係資料（以下、一括して「仕様書等」という。）に基づき本件業務を実施する。
- 乙は、仕様書等に関し不明または疑義が生じたときは、直ちに甲に申し出て、甲と協議のうえ本件業務を行うものとする。

第5条（仕様書等の変更）

- 甲および乙は、必要あるときは書面による合意のうえ仕様書等を変更することができる。
- 前項の仕様書等の変更により個別契約の内容が不合理になった場合には、甲乙協議のうえ、個別契約の内容を変更するものとする。

第6条（業務資料の管理）

- 乙は、仕様書等その他甲から貸与された資料（以下、「業務資料」という。）につき厳重な取り扱いを行うものとし、その保管・管理につき善管注意義務を負担するものとする。
- 乙は、業務資料を、本件業務実施、その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

第7条（作業実施場所）

- 乙は、本件業務の遂行を、個別契約に定める作業場所で行うものとする。
- 前項の作業場所が甲または甲の顧客の作業場所（以下、「作業実施場所」という。）であるときは、作業実施場所の使用条件等の詳細は、甲乙別途協議のうえ取り決めるものとする。
- 乙は、前項の取り決めの内容を本件業務に従事する乙の技術者に遵守させるものとする。

第8条（プロジェクト責任者）

- 乙は、本件業務の遂行に関して、甲と連絡、調整等を行うプロジェクト責任者（以下、「プ

- プロジェクト責任者」という。)を定め、甲に通知するものとする。
2. プロジェクト責任者は次の事項を行うものとする。
 - ① 乙の担当者に対する指揮監督、労務管理等を行うこと。
 - ② 本件業務に関して甲の要望、依頼等を受け、協議すること。
 - ③ 本件業務に関して甲と進捗状況、仕様書等の打合せ、会議等を行うこと。なお、プロジェクト責任者は、自己の判断により、打合せ、会議等に乙の担当者を出席させることができるものとする。

第9条 (機器等の貸与)

1. 甲は、乙から申し入れがあった場合、本件業務遂行上必要なコンピュータ、什器備品等(以下、一括して「機器等」という。)を乙に貸与するものとする。なお、機器等の貸与期間、使用条件等については、必要の都度、甲の業務に支障を生じさせるか否か等を検討のうえ、甲乙協議のうえ取り決めるものとする。
2. 乙は、次の各号の一つに該当する場合、前項に基づき貸与された機器等を速やかに甲に返還するものとする。
 - ① 当該機器等に関する本件業務が終了したとき。
 - ② 貸与期間が経過したとき。

第10条 (緊急の処置)

乙は、本件業務実施に際し、緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その指示に従うものとし、事前に甲の指示を受けることができず適宜の処置をとったときは、事後直ちに甲に報告するものとする。

第11条 (報告)

1. 甲は、乙に対し、必要により何時でも、本件業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。
2. 乙は、本件業務の終了後、速やかに甲に対して終了報告を行うものとする。

第12条 (知的財産権)

1. 本件業務遂行上、甲または乙の担当者が新たな発明、考案(以下、「発明等」という。)をなした場合、当該発明等についての特許権、実用新案権を受ける権利およびこれに基づいて取得される特許権、実用新案権(以下、一括して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者の属する当事者に帰属するものとする。
2. 乙から甲に対する納入物件がある場合、当該納入物件に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、甲または第三者が従前から保有していた著作物の権利を除き、乙に帰属するものとする。甲は、納入物件を、自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、乙はかかる利用について著作者人格権を行使しない。

第13条 (損害賠償責任)

1. 本件業務の実施に関して乙が甲に損害を与えた場合、乙は、その損害が乙の故意または重大な過失によるものである場合で、かつ当該個別契約に定める委任報酬額の範囲内に限り、損害賠償責任を負担するものとする。
2. 前項の損害賠償の請求は、当該個別契約に定める業務が完了した日から1年(但し、当該個別契約において乙から甲に対する納入物件がある場合はその納入日から1年とする。)を経過した後は行うことができないものとする。
3. 第1項の損害賠償の範囲は、甲が現実には被った通常かつ直接の損害とし、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、間接的な損害および逸失利益については含まれないものとする。
4. 第1項の場合において、甲の損害の発生又は拡大に関して甲にも帰責事由があったときは、甲および乙は協議のうえさらにこれを考慮して乙の負担する損害賠償額を定めるものとする。
5. 本契約上の債務の履行に関する乙の法律上の責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本条に定めるものに限られるものとする。

第 14 条 (秩序の維持)

乙は、本件業務の実施、その他本基本契約および個別契約に関連して、甲の事務所に立入る場合は、甲の諸規定を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならない。

第 15 条 (権利義務譲渡の禁止)

甲または乙は、相手方の書面による承諾なしに、本基本契約および個別契約に関連して発生するすべての相手方に対する権利および義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または承継させてはならない。

第 16 条 (不可抗力の免責)

天災地変、内乱、テロリズム、公権力による命令処分その他不可抗力により、本件業務の全部若しくは一部の実施が遅延または不能となった場合には、乙は責任を免れるものとする。

第 17 条 (契約の解除)

1. 甲または乙が次の各号の一つに該当した場合、相手方は何らの通知・催告を要せず、直ちに本基本契約または個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - ① 本基本契約または個別契約に基づく債務を履行せず、その他本基本契約または個別契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
 - ② 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあったとき、もしくは公租公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分による差押を受けたとき。
 - ③ 手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - ④ 破産、民事再生または会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
 - ⑤ 合併、解散もしくは事業の全部を第三者に譲渡したとき。
2. 前項に基づき甲または乙が本基本契約または個別契約を解除した場合は、解除時点までに既の実施した本件業務の割合に応じて、甲乙は報酬の支払について別途協議するものとする。

第 18 条 (機密保持)

1. 本基本契約において機密情報とは、口頭、書面または電磁的方法によるかを問わず、甲または乙が相手方に機密と指定して開示または提供した仕様書、図面、製品サンプル、顧客リスト、ノウハウその他すべての技術上および営業上の情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に該当しない。
 - ① 開示者が受領者に開示する前に受領者が既に保有していた情報
 - ② 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 受領者が独自に開発した情報
 - ④ 受領者が本基本契約および個別契約に違反することなく、受領者への開示の前後を問わず公知となった情報
2. 本基本契約において個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により、当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。
3. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報および個人情報を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、乙は、本件業務に関する業務委託先に対しては、甲の同意なく、本基本契約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課した上で、必要な範囲で、機密情報および個人情報を開示することができる。
4. 甲および乙は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報および個人情報を管理する。
5. 甲および乙は、機密情報および個人情報を当該機密情報および個人情報を知ることが必要であると認められる最小限の自社の役員および従業員に対してのみ開示する。甲および乙は、当

該役員および従業員に対して本基本契約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとする。

6. 甲および乙は、それぞれ機密情報および個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、機密情報および個人情報の授受および管理はそれぞれの管理責任者の下で実施しなければならない。
7. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報および個人情報を相手方が機密情報および個人情報を開示した目的以外の目的に使用してはならない。
8. 甲および乙は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本件業務に必要な範囲を超えて、相手方から開示された機密情報および個人情報の複写、複製、修正または変更を行ってはならない。
9. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報および個人情報が含まれる資料（以下、「機密資料」という。）の使用を終了したとき、または相手方から要求があった場合、当該機密資料（複製物を含む。）を破棄し、または当該機密資料（複製物を含む。）を相手方に返却する。
10. 甲および乙は、自らにおいて機密情報または個人情報に対する不正アクセス、または紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因のいかんにかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方と協議の上直ちに応急措置を講じる。
11. 甲および乙は、本件業務の遂行にあたり、個人データ等の漏洩、改ざん、滅失または毀損の防止のために合理的に認められる範囲で、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
12. 個別契約に基づいて提供された機密情報または個人情報に関する本条の義務は、当該個別契約の終了から3年間に限り存続する。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、以下の各号について表明し、保証する。
 - ① 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人、これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下、「自己の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して、「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - ② 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
 - ③ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
 - ④ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、または今後もそのようなことはないこと。
 - ⑤ 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下、「関係先等」という。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。
2. 甲または乙は、相手方が前項各号の一に反する場合、通知その他の手続きを行うことなく、直ちに本基本契約および個別契約を解除することができ、また、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
3. 甲または乙は、前項の規定により本基本契約または個別契約を解除したことにより、相手方に損害が生じても、何らの義務または責任を負わないものとする。

第20条（再委託）

乙は、乙の裁量により、本件業務の全部または一部について、甲の同意なく、本基本契約および個別契約に基づき課された義務と同等の義務を課した上で、再委託することができる。

第21条（契約締結権限）

電磁的方法にて契約締結する場合、本電子契約サービス上での行為は、契約締結権限を有する者がなしたものとみなす。また、甲および乙が指定するメールアドレスを本電子契約サービスにおける送信先を含め、甲および乙の同意があった事実等を本サービス上に記録するものとする。

第22条（完全合意・契約の変更）

本基本契約および個別契約は、本件業務に関する合意事項の全てであり、かかる合意事項の変更は、甲および乙の代表者の記名押印のある書面または本電子契約サービスを利用した契約の締結によらなければ変更することができない。

第23条（合意管轄）

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（有効期間）

1. 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から満1か年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも不更新の旨の書面による通知がないときは、本基本契約と同一条件で更に1か年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 個別契約が本基本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本基本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第25条（協定外事項）

本基本契約および個別契約に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、法令、商慣習等によるほか甲乙協議して信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本基本契約の成立を証するため、書面により締結する場合には本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。電磁的方法にて締結する場合には、本書を電磁的方法により作成の上、本電子契約サービスを利用して契約を締結し、これを甲乙双方保管するものとする。また、電磁的方法にて締結する場合には、電磁的处理を施した日付に関わらず、以下日付を以て本基本契約の締結日とすることに合意する。

2024年 11月 1日

甲 東京都港区西新橋1丁目1番1号
株式会社テクノウェアシク
代表取締役 川口邦彦

乙 東京都千代田区永田町1丁目11-28
一般財団法人雇用開発センター
代表理事 中道浩